

労働契約書

甲（雇用事業者）_____

乙（労働者）_____

大連市労働社会保障局作成

注 意 事 項

1. 甲は事実に基づき乙の業務内容、業務条件、業務場所、職業上の危険性、安全生産状況、労働報酬及び乙が知りたいと要求しているその他の状況を告知しなければならない。甲は乙と労働契約と直接関係する基本状況を知る権利を持ち、乙は事実通りに説明を行わなければならない。
2. 甲が乙を募集・採用する場合、乙の住民身分証及びその他の証明証書を差し押さえてはならず、乙に担保の提供を求めたり、その他の名義で乙から財物を受け取ったりしてはならない。
3. 甲は雇用日から一ヶ月以内に書面により乙と労働契約を締結しなければならない。双方が雇用の前に労働契約を締結した場合、労働関係は雇用日から確立する。甲は従業員名簿を作成して労働行政部門の調査に備えなければならない。
4. 労働契約期間が3ヶ月以上1年未満の場合、試用期間は1ヶ月を超えてはならない。労働契約期間が1年以上3年未満の場合、試用期間は2ヶ月を超えてはならない。3年以上の固定期間及び無固定期間の労働契約の場合、試用期間は6ヶ月を超えてはならない。一定の業務任務の完了をもって期間とする労働契約または労働契約の期間が3ヶ月に満たない場合には、試用期間を約定してはならない。試用期間は労働契約期間内に含まれる。労働契約で試用期間のみを約定している場合は、試用期間は成立せず、当該期間を労働契約期間とする。
5. 下記の状況のいずれかがあり、乙が労働契約の更新、締結について提起または同意した場合、乙が固定期間の労働契約を締結すると提起する場合を除き、無固定期間の労働契約を締結しなければならない。(1) 乙は甲において連続満10年勤務している場合。
(2) 甲が労働契約制度を初めて実施するか、または国有企業が制度改革により新たに労働契約を締結する時点で、乙が甲において連続満10年勤務しており、且つ法定退職年齢まで10年に満たない場合。(3) 固定期間の労働契約を連続2回締結し、かつ乙は「労働契約法」第三十九条並びに第四十条第1項、第2項の規定する状況がない時に、労働契約を更新する場合。
6. 服務期間と競業制限条項を約定する2つの状況を除き、甲は乙と乙が負担する違約金について約定してはならない。
7. 労働保障政策についての問い合わせ電話：12333
労働保障監察苦情・告発電話：
大連市：84369110 開発区：87622867 普蘭店市：83118624
中山区：82799610 保稅区：83707460 瓦房店市：85630056
西崗区：39608681 ハイテク園区：84796982 庄河市：89818880
沙河口区：84610121 旅順口区：86363017 長海県：89884660
甘井子区：86589470 金州区：87779020 長興島臨海工業区：85283613

2008年1月

「中華人民共和国労働法」、「中華人民共和国労働契約法」及び関連法律、法規の規定に基づき、甲乙双方は遵法公平、平等及び自由意思、協商一致、誠実信用の原則に基づき、本契約を締結し、共同で遵守することに同意する。

一、双方当事者の基本状況

第一条 甲（雇用事業者）名称 _____

法定代表者、主要責任者または委託代理人 _____

事業者分類 _____ 経済分類 _____

組織機構コード証書番号 _____

登録所在地 _____ 省 _____ 市 _____ 区（県） _____ 街（郷） _____ 号

実際経営所在地 _____ 省 _____ 市 _____ 区（県） _____ 街（郷） _____ 号

連絡方式及び電話番号 _____

第二条 乙（労働者）氏名 _____ 性別 _____

戸籍分類（非農業、農業） _____

住民身分証番号 _____ またはその他有効身分証明書の名称及び番号 _____

戸籍所在地 _____ 省 _____ 市 _____ 区（県） _____ 街（郷） _____ 号

実際居住地 _____ 省 _____ 市 _____ 区（県） _____ 街（郷） _____ 号

連絡方式及び電話番号 _____

第三条 乙は連絡方式及び電話番号の変更がある場合、直ちに甲に知らせなければならない。

二、労働契約の期間

第四条 本契約の期限は双方協議一致の上、下記から第 _____ 種の形式を採用する。

（一）固定期限。 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで。その内、試用期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで。

（二）無固定期限。 _____ 年 _____ 月 _____ 日開始。その内、試用期間は _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで。

（三）一定の業務任務の完了をもって期限とする。
_____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ まで。

三、業務内容と業務場所

第五条 甲は業務により、乙を _____ 職位に配置し _____ の業務に従事させ、業務場所は _____ とする。

甲乙双方は職位の具体職責と要求を約定するために、職位協議書を締結することができる。

第六条 乙は甲が指示した業務内容及び要求に従って、真面目に職責を履行し、時間通りに業務を完成し、甲が法律によって制定した規定制度を遵守しなければならない。

四、勤務時間と休憩休暇

第七条 甲は乙が所在する職位で下記第____種の勤務時間制度を採用して勤務させる。

(一) 標準労働時間制度。乙の毎日の作業時間は8時間を超えない。毎週の平均作業時間は40時間を超えない。毎週の休日は_____とする。

(二) 不定時労働制度。甲は乙の身体健康を保障し、また十分に乙の意見を聞き入れた上で、集中勤務、集中休憩、輪番休み・振替休み、フレックス出勤などの適当な方式を採用し、乙の休憩休暇権利及び生産、業務任務の完成を確保する。

(三) ____（月、四半期、年）を周期とする総合計算労働時間労働制度。一日及び毎週の平均作業時間は法定標準作業時間を超えないこと。

不定時労働制度や総合計算労働時間労働制度を執行する場合、労働行政部門の批准を経なければならない。

第八条 甲は国の関連規定及び企業の生産経営の需要により、合理的に乙の勤務時間を手配し、法により乙の休憩権利を保障し、乙が法により法定休日・祝祭日及び帰省、冠婚葬祭、計画生育、有給休暇などの休暇権利を享受できることを保証する。

第九条 甲は厳格に労働ノルマを執行し、乙に残業を脅迫或いは別の形で強要してはならない。生産の需要に基づき、労働組合及び乙と協議を経て、労働時間を延長することはできるが、通常は1日1時間を超えてはならない。特別な理由により労働時間を延長する必要がある場合には、乙の身体健康を保障する条件の下、1日3時間、1ヶ月36時間を超過しない範囲内で労働時間を延長することができる。

五、労働報酬

第十条 甲は自社の生産経営特徴と経済効果に基づき、法により自社の賃金分配制度を確定する。乙の給与水準は、自社の給与分配制度に基づき、乙の労働技能、労働強度、労働条件、労働貢献などにより確定し、同一労働・同一報酬を実施する。

第十一条 甲は下記第____種の方式で乙に給与を支給する。

(一) 時間単位計算による賃金。乙の給与は_____元/月（週）とし、成果給与（賞与）は乙の実際労働貢献により確定する。

(二) 出来高による賃金。乙の生産作業量ノルマは_____とし、その達成件数の単価は_____とする。

(三) 法により甲が制定した給与分配制度に基づく確定。

乙の試用期間の給与は_____とする。

第十二条 甲は毎月_____日より前に貨幣或いは銀行振替の方法で乙に給与を支払う。祝祭日或いは休日と重なる場合、一番近い出勤日に前倒しして支払わなければならない。

甲は書面で乙に給与を支払った時間、金額、作業日数、サインなどの状況を記入し、乙に給与明細書を提出しなければならない。

第十三条 甲は乙に業務時間の延長または休日、法定休日に作業させる場合、法により乙に振替休暇を手配、或いは国の関連規定に基づき乙に残業代を支払わなければならない。

い。

第十四条 乙が正常な労働を提供することに対して、甲が乙に支払う給与は最低賃金標準を下回ってはならない。

第十五条 乙の医療期間内における病欠給与は甲が企業の規定制度に基づき支払う。但し、最低賃金標準の80%を下回ってはならない。

六、社会保険と福利待遇

第十六条 甲乙双方は法に基づき社会保険に加入し、期限までに金額通りに各種社会保険料を納付しなければならない。下記の第_____種の方式で社会保険料を納付する。その内、乙が負担する部分は甲が源泉徴収する。

(一) 養老保険、医療保険、失業保険、工傷保険、生育保険に加入する。

(二) 医療保険、工傷保険及び_____に加入する。

第十七条 乙は契約期間内に、休憩休暇、罹病または負傷、職業病に罹病または公務による負傷、生育、死亡等の扱い、及び医療期、妊娠期、出産期、哺乳期の期限や待遇について、関連法律、法規の規定に基づき執行する。

第十八条 甲は乙に以下の補充保険と福利待遇を提供する。

七、労働保護、労働条件、業務上の危険防止・保護

第十九条 甲は安全技術作業の規程、作業規範と労働安全衛生、職業上危害の保護制度を確立し完全にさせ、乙に必要な研修を行わなければならない。乙は労働する過程において、安全操作規則及び安全技術作業規程を厳守しなければならない。

第二十条 甲は乙に国の規定に合致した労働安全衛生条件及び必要な労働安全保護用品を提供する。乙を職業上の危険作業に従事させる場合、乙に対して、定期健康診断を行わなければならない。

第二十一条 甲は職業病危害が発生すると思われる職位について、乙へ告知する義務を履行し、乙に対して労働安全衛生教育を行い、労働過程における事故の発生を予防し、職業危害を抑えなければならない。

第二十二条 甲が規則に違反した指揮、危険作業の強制命令をして乙の人身安全を脅かした場合に、乙は執行を拒否する権利を有する。乙は、生命安全や身体健康を脅かす労働条件に対して、甲を批判、告発、告訴する権利を有する。

八、労働契約の履行と変更

第二十三条 甲乙双方は本契約で取り決めた内容に基づき、法により全面的に各自の義務を履行しなければならない。

第二十四条 甲の名称、法定代表者、主要責任者または投資者の変更などの事項は、本契約の履行に影響しない。

第二十五条 甲に合併或いは分割などの事情が起こった時、本契約は引き続き有効であ

り、甲の権利と義務を継承した事業者が継続して履行する。

第二十六条 甲乙双方の協議一致を経て、本契約の約定内容を変更することができ、書面の形式で確定することができる。

九、労働契約の解除と終了

第二十七条 甲乙双方の協議一致を経て、本契約を解除することができる。

第二十八条 乙は30日前までに書面にて甲に通知を行い、本契約を解除することができる。乙が試用期間内にある場合は、3日前までに甲に通知し、本契約を解除することができる。

第二十九条 甲に下記に掲げる状況が一つでもある場合、乙は本契約を解除することができる。

- (一) 約定した労働保護或いは労働条件を提供していない場合。
- (二) 期限までに金額通りの労働報酬が支払われない場合。
- (三) 法律通りに乙の社会保険料を納付しない場合。
- (四) 規則制度が法律、法規の規定に違反し、乙の利益権利を損なう場合。
- (五) 「労働契約法」第二十六条第一項で規定された状況により、本契約が無効となった場合。
- (六) 法律、行政法規で規定された乙が本契約を解除できるその他の事情がある場合。
- (七) 甲が暴力、威嚇或いは不法に身体的自由を制限するような手段で乙に労働を強いたり、或いは規則に反した指揮をしたり、乙の人的な安全に危害を及ぼすような危険を犯した作業を強制したりした時、乙は直ちに本契約を解除することができ、事前に甲に通知する必要はない。

第三十条 乙に下記に掲げる状況が一つでもあった場合、甲は本契約を解除することができる。

- (一) 試用期間中に採用条件に合わないことが証明された場合。
- (二) 著しく甲の規定制度に違反した場合。
- (三) 著しく職業上の怠慢・過失があり、私利私欲を図り、甲に重大な損害を与えた場合。
- (四) 乙が同時にその他雇用事業者と労働関係を結び、甲の業務任務を達成するには著しく影響を与え、或いは甲が申し出を行っても正さない場合。
- (五) 詐欺、脅迫の手段または危機に乗じて、甲を真実の意思に背く状況下において労働契約を締結または変更させた場合。
- (六) 法により刑事責任を追及された場合。

第三十一条 乙に下記に掲げる状況が一つでもあった場合、甲は30日前までに書面で乙に通知をするか、或いは別途乙に1ヶ月の給与を支払った後、本契約を解除することができる。

- (一) 乙が病気にかかり、あるいは公務以外の原因で負傷し、規定された医療期間満了

後ももとの業務に従事できず、甲が別途手配した業務にも従事できない場合。

（二）乙が業務を負いきれず、研修や職位調整をしても業務を負いきれない場合。

（三）本契約を締結した時点で依拠した客観的な状況に著しい変化が発生し、本契約の履行が難しくなり、甲乙双方の話し合いを経ても、本契約の内容の変更について協議に達することができない場合。

第三十二条 甲は人員削減を行う必要がある場合、「労働契約法」の規定に基づき実施し、乙の合法的な権益を侵害してはならない。

第三十三条 下記に掲げる状況が一つでもあった場合、本契約は終了する。

（一）労働契約期間が満了した場合。

（二）乙が法により基本養老保険待遇を享受し始めた場合。

（三）乙が死亡し、或いは人民裁判法院で死亡宣告、或いは失踪宣告を受けた場合。

（四）甲が法により破産を宣告する場合。

（五）甲の営業許可証が取り消され、行政命令で閉鎖、撤廃され或いは甲が事前に解散を決定した場合。

（六）法律、行政法規で規定されたその他状況がある場合。

第三十四条 甲は労働契約の解除または終了と同時に乙に労働契約の解除または終了の証明を発行し、かつ15日以内に乙の人事資料及び社会保険関係の移転手続きを行わなければならない。乙は双方の約定に基づき、業務の引継ぎを行わなければならない。乙に経済補償金を支給しなければならない場合、甲は業務の引継ぎの終了時に支給する。甲は既に解除または終了した労働契約の文書を少なくとも2年以上保存し、調査に備えなければならない。

十、経済補償と賠償

第三十五条 本契約第二十七条に基づき、甲が契約の解除を提出した場合、または本契約第二十九、三十一、三十二条に基づいて契約を解除また本契約の第三十三条に基づいて契約を終止する場合、甲は「労働契約法」第四十六条の規定に基づき乙に経済補償金を支払わなければならない。

第三十六条 経済補償は乙が甲で業務した年限に基づき、満一年ごとに給与1ヶ月分を支払う。6ヶ月以上1年未満の場合、1年で計算する。6ヶ月未満の場合、乙に半月分の給与を支払う。給与の基準は、乙が契約を解除或いは終了前の12ヶ月間の平均給与である。

第三十七条 乙の給与が甲の所在直轄市、設区の市級人民政府が公布した本地区の前年度従業員平均月給の3倍を超える場合、甲は従業員平均月給の3倍の金額を基準にして、乙に経済補償金を支払う。その経済補償金の年限は最高12年を超えない。

第三十八条 甲が法律の規定に違反し労働契約を解除または終了し、乙が労働契約の継続履行を要求した場合、甲は継続履行しなければならない。乙が労働契約の継続履行を要求しない、または既に労働契約の継続履行が不可能な場合、甲は法により経済補償金の基準の2倍を賠償金として乙に支払わなければならない。

2008年1月

乙が法律の規定に違反し、労働契約を解除することにより、甲に損失を与えた場合、賠償責任を負わなければならない。

十一、その他事項

第三十九条 甲が乙に専門研修費用を提供し、専門的な技術訓練を行う場合、双方は専門協議を締結し、服務期間を約定することができる。

乙は服務期間の約定に違反した場合、約定に基づき違約金を支払わなければならない。

第四十条 乙が秘密保持義務を負う場合、双方は専門の協議を締結し、競業制限条項を約定することができる。

乙が競業制限の約定に違反した場合、約定に基づき違約金を支払わなければならない。甲に損失をもたらした場合、賠償責任を負わなければならない。

第四十一条 以下の協議書を本契約の付録とする。

(一) 職位協議書

(二) 研修協議書

(三) 秘密保持協議書

(四) _____

第四十二条 双方が取り決めるその他事項。

第四十三条 甲乙双方は本契約の履行において労働争議が発生した場合、協議して解決を求めることができる。協議で合意に至らない場合、法により仲裁を申請し、訴訟を提起することができる。

第四十四条 本契約に書かれていない事項は、国、省、市の関連規定に基づき執行する。

第四十五条 本契約は甲乙双方が署名または捺印後、発効する。本契約は一式二部とし、甲乙双方が各一部保管する。

甲（捺印） _____ 乙（署名） _____

法定代表者、責任者

或いは委託代理人（署名）

年 月 日

年 月 日

双方当事者は法により締結した労働契約書の鑑査を希望して申請する場合、労働契約書が締結された日から30日以内に労働行政部門に提出しなければならない。

鑑査機構（捺印）

鑑査日： 年 月 日

労働契約変更頁

甲乙双方の協議一致を経て、本契約は変更ができる。変更事項は下記に順次記載する。
第____回変更。上記契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は
_____とする。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理人署名または捺印：

署名日 ____年____月____日

乙署名 _____

署名日 ____年____月____日

第____回変更。上記契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は
_____とする。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理人署名または捺印：

署名日 ____年____月____日

乙署名 _____

署名日 ____年____月____日

労働契約変更頁

甲乙双方の協議一致を経て、本契約は変更ができる。変更事項は下記に順次記載する。
第____回変更。上記契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は
_____とする。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理人署名または捺印：

署名日 ____年____月____日

乙署名 _____

署名日 ____年____月____日

第____回変更。上記契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は
_____とする。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理人署名または捺印：

署名日 ____年____月____日

乙署名 _____

署名日 ____年____月____日

労働契約変更頁

甲乙双方の協議一致を経て、本契約は変更ができる。変更事項は下記に順次記載する。
第____回変更。上記契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は
_____とする。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理人署名または捺印：

署名日 ____年____月____日

乙署名 _____

署名日 ____年____月____日

第____回変更。上記契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は
_____とする。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理人署名または捺印：

署名日 ____年____月____日

乙署名 _____

署名日 ____年____月____日

労働契約変更頁

甲乙双方の協議一致を経て、本契約は変更ができる。変更事項は下記に順次記載する。
第____回変更。上記契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は
_____とする。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理人署名または捺印：

署名日 ____年____月____日

乙署名 _____

署名日 ____年____月____日

第____回変更。上記契約の第____条第____項を変更する。変更後の内容は
_____とする。

変更条項の発効日 ____年____月____日

甲法定代表者或いはその委託代理人署名または捺印：

署名日 ____年____月____日

乙署名 _____

署名日 ____年____月____日

別添（その他約定事項）：